

平成 22 年の各府省の検討で

「C－c」とされた事務・権限

(「工程表」で移譲とされた事務・権限との対比)

※「工程表」の記載内容は、「移譲」に係るもののみを記載している。

C－c：引き続き出先機関の事務・権限とするもの

【参考】「工程表」の移譲等の見直し事項以外で、(平成 22 年の) 各府省の検討結果が「A－a」「A－b－①」とされたもの

A－a：全国一律・一斉に移譲するもの

A－b－①：個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもので、
現行の行政区域を前提とするもの

平成22年の各府省の検討で「C-c」とされた事務・権限 （「工程表」*で移譲とされた事務・権限との対比）

* 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）

○ 「工程表」の記載内容は、「移譲」に係るもののみ記載している。そのうち、平成22年の各府省の検討結果において「事務・権限の一部がC-c」とされているものについては、「移譲」に係る内容を含むことから、「※」として当該内容を記載している。

< 沖縄総合事務局 >

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	内部管理事務	
	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(総務部)	
	駐留米軍用地の返還に係る跡地利用に関する事務	
	駐留米軍用地等以外の土地に係る位置境界の明確化に関する事務	
	北部振興事業の実施に関する事務	
	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)	
	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)	
	林野庁及び水産庁が所掌する事務の一部	
	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(経済産業部)	
	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)	
	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	
	振興計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(運輸部)	

< 総合通信局 >

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	電波利用料の徴収等	
	電気通信事業の登録・届出等	
	放送局の許認可等	
	日本放送協会の監督	
	放送大学学園の監督	
	電波有効利用の促進(周波数の割当計画等の策定)	
	無線局の免許等	
	無線従事者の免許	
	電波監視(電波の監視、不法無線局の探査・処分、電波の発射状況調査等)	
	高周波利用設備の許可・監督	
	登録点検事業者の登録・監督	
	電波利用環境保護に関する周知広報	
電波適正利用推進員活動の推進		
事務・権限の一部がC-c	内部管理事務	
	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)	
	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)	

情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対地方自治体)	
ケーブルテレビ等の許認可等	
信書便事業の監督	

<法務局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	・内部管理業務 ・同上(地方移譲に係るもの)	
	綜合法律支援に関する事務 ・日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務 ・日本司法支援センターに対する立入検査等	
	国の利害に関係のある争訟に関する事務 ・民事に関する争訟に関する事務 ・行政に関する争訟に関する事務	
	公証に関する事務 ・公証人の指導監督等	
	市町村が実施する戸籍事務に関する助言, 勧告, 指示等	
	国籍に関する事務 ・帰化に関する事務 ・届出による国籍取得に関する事務 ・国籍離脱に関する事務等	
	各種供託事務 ・弁済供託 ・執行供託等	
	司法書士に対する監督 司法書士会の会則の認可に関する事務等	
	土地家屋調査士に対する監督 土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務等	
	事務・権限の一部が C-c	各種登記事務 ・不動産登記 ・商業・法人登記等
	人権擁護に関する事務	

<地方厚生局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	指定医療機関等の指定等 ・医療観察法に基づく指定医療機関の指定等	
	病原体等の管理対策(民間及び地方自治体)	
	補助金の執行等 ・学校法人への臨床研修費等補助金等 ・保育所運営費国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、結核医療費、原爆被爆者健康診断費交付金、原爆被爆者手当交付金、原爆被爆者葬祭料交付金等	
	生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督	都道府県等に移譲する。
	登録検査機関の登録等 ・食品衛生法の登録検査機関	
	健康保険組合等の指導監督	
	国民健康保険の保険者等の指導	
	後期高齢者医療制度に係る市町村及び広域連合の指導等	
	企業年金制度等(厚生年金基金及び確定拠出年金等)の運営に関する業務	

	保険医療機関等の指導監督等	
	社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督	
	社会保険に係る不服申立てに関する社会保険審査官の事務	
	児童扶養手当支給に関する都道府県及び市町村の指導	
	生物学的製剤等に関する医薬品・医療機器の製造業等の許可等	
	毒劇物営業者の登録等	
	医薬品等の輸入届の確認、医薬品等の輸入監視	
	輸出水産食品関係施設・輸出食肉関係施設の監視指導	
	麻薬等犯罪捜査に関する事務	
	麻薬営業者等の許可等	
	予防・啓発(麻薬防止等のための啓発活動、自生大麻・けしの除去活動)	
	薬物乱用者やその家族からの相談への対応	
	日本年金機構の行う公的年金業務に係る監督等に関する業務	
	生活保護法の施行に関する事務についての監査・指導	
	障害者自立支援法に関する指導	
事務・権限の一部がC-c	内部管理事務	
	医療の安全に対する取組の普及及び啓発等	
	地域医療の確保・推進など	

<都道府県労働局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	内部管理事務	
	総合的な施策の企画	
	個別労働関係紛争の解決の促進に関する事(相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務)	
	労働保険の保険関係の成立・消滅及び労働保険料等の徴収・経理	
	労働保険事務組合の業務に係る監督	
	労働基準監督署、公共職業安定所の指揮監督	
	労働条件、労働者の保護などに関する監督等	
	労働基準監督官が司法警察員として行う捜査等	
	社会保険労務士に関する監督等	
	労働者災害補償保険法に基づく労災保険の認定・給付等	
	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査	
	労働基準監督署の指揮監督	
	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督	
	地方自治体が行う無料職業紹介事業の監督	
	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・命令・勧告) ・雇用対策法 ・高齢者雇用安定法 ・障害者雇用促進法 等	
	雇用対策に係る事業主に対する助成	
	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	
	公共職業安定所の指揮監督	

	各種法令に基づく事業主への指導権限(報告徴収・助言・指導・勧告) ・男女雇用機会均等法 ・育児・介護休業法 ・次世代育成支援対策推進法 ・パートタイム労働法	
	紛争の解決に関すること(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に係る相談、助言・指導・勧告、紛争調整委員会による調停の事務)	
	両立支援に取り組む事業主への助成	
事務・権限の一部が C-c	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	

<地方農政局、北海道農政事務所>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	農林物資の品質に関する表示の適正化に係る立入検査等	一の都道府県内にのみ事業所等がある事業者に対する措置命令の権限を、都道府県に移譲する。
	日本農林規格による格付の適正化に係る立入検査等	
	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(交付金等の交付に関する事務)	
	病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務(地方自治体に対する助成)	
	病害虫の防除並びに家畜及び養殖水産動植物の衛生に関する事務(地方自治体による防除対策の調整)	
	・食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた情報提供及び消費者との意見交換や消費者相談 ・食育の推進に関する事務(地方自治体に対する助成) ・同上(民間に対する広報啓発)	
	牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する立入検査等	
	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する事務(生産調整方針の認定、出荷・販売業者等の立入検査等) ・同上(米穀の買入れ、売渡し等) ・食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定の経理に関する事務	
	主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関する事務	
	・園芸農産物、穀類、工芸農産物、畜産物、飲食料品、飼料、油脂等の生産、流通及び消費の増進等に関する事務(民間に対する調整) ・同上(地方自治体に対する助成) ・同上(地方自治体による生産・流通対策等に係る調整)	
	水田・畑作経営所得安定対策に関する事務	
	農業経営の改善及び安定に関する事務(地方自治体に対する助成)	
	農業経営の改善及び安定に関する事務(災害対策に関する地方自治体との調整)	
	農業構造の改善に関する事務(民間に対する助成)	
	農業構造の改善に関する事務(地方公共団体に対する助成)	
	農業を担うべき者の確保に関する事務(民間に対する助成)	
	農業を担うべき者の確保に関する事務(地方自治体に対する助成)	
	農家戸別所得補償制度に関する現金給付	
	農業技術の改良及び発達に関する事務	

	農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)、優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「優田法」という。)等に基づく地方自治体から国への協議等 ①農振法に基づく地方自治体から国への協議等について ②優田法に基づく地方自治体から国への協議等について(優田法第4条第5項)	
	(1) 土地改良事業等の実施(補助事業の計画審査、実施についての指導及び助成) (2) 農山漁村の総合的な振興計画に係る地方自治体への助言等(災害復旧に係るもの)	
	農地の転用に関する事務	第171回通常国会に提出した農地法等の一部を改正する法律案により、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築した上で、農地確保施策の実施状況を踏まえ、第1次勧告で示された農地転用許可権限等の移譲など、国と地方の役割分担の見直しを行う。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】
	都市計画法に基づく国土交通大臣との調整	
	土地改良事業及び交換分合計画の認可や土地改良区の監督等の事務	
	都市農村交流に関する事務(①地方自治体に対する支援、②民間に対する支援)	
	土地改良事業等の実施(地域協議会等に対する支援)	
	中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援	
	農林水産業に関する統計調査の実施	国の財政支出の基礎となる統計データについての中立・公平性や全国統一性の担保及び必要な調査精度を維持していくための専門性を有する人員の都道府県への移管についての条件の整備状況を見極めつつ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえ、都道府県への実査事務の移譲の在り方を検討する。
事務・権限の一部がC-c	農業協同組合等の検査・指導監督	
	農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るもの(農薬・肥料の取締及び飼料等の適正管理・使用の安全性確保に関する立入検査等)	
	中央卸売市場の検査・指導等	
	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する助成)	
	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する広報啓発)	

<森林管理局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	国有林野の経営計画の作成	
	国有林野事業における技術の開発	
	国有林野の管理・処分及び活用	
	国有林野の境界確定及び境界の保護並びに測量等	
	国有林野の産物及び製品の販売	
	国有林野の造林その他の森林の整備	

国有林野の保安林の指定・解除に関する事務	
森林治水事業の実施(国有林)	
民有林直轄治山事業 (森林治水事業の実施(民有林野)) (地すべり防止に関する事業の実施(民有林野))	
国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護	
林道の開設及び改良	

<漁業調整事務所>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	海洋生物資源の保存及び管理	
	漁業の許可等	
	沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導、水産資源の保護、水産関係資料の収集・整理、水産に関する調査	
	漁業取締り	
	漁業調整	
	外国漁船の寄港許可	
	漁船の検査	

<経済産業局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	内部管理業務	
	景気動向等に関する統計調査の実施 ・地域経済動向の把握及び分析等	
	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務	
	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務(地域イノベーション)	
	情報処理の促進に関する業務	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務	
	知的財産権に関する相談受付、説明会	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・新連携支援に関する事務	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業応援センター事業の事務	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・JAPAN ブランド育成支援事業の事務	
	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・官公需対策に関する事務等	
	中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告検査等に関する事務等	
	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務等	

<p>企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等</p>	
<p>消費生活等の相談に関する事務</p>	
<p>商品取引員等への立入検査等に関する事務 等</p>	
<p>コンテンツ産業等の振興に関する事務</p>	
<p>競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・自転車競技法に基づく届出の経由 ・小型自動車競争法に基づく届出の経由 等</p>	
<p>航空機・武器の関連法令の施行に関する事務</p>	
<p>化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等</p>	
<p>伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務 等</p>	
<p>工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等</p>	<p>自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。</p>
<p>アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に関する許可、業務改善命令等</p>	
<p>電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電気事業の許認可、監査に関する事務 ・相談業務</p>	
<p>ガス事業の許認可・監督、監査に関する事務 ・ガス事業法に基づくガス事業の業務の監査 ・相談業務 等</p>	
<p>エネルギーに関する広報に関する事務</p>	
<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査</p>	<p>一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。</p>
<p>環境ビジネス支援等に関する事務 ・国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業</p>	
<p>新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進(RPS法に関する事務を含む)</p>	
<p>電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務</p>	
<p>石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油販売業の届出窓口</p>	
<p>鉱業権の出願・登録等に関する事務 ・鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定、鉱害賠償補償業務 等</p>	
<p>採石業・砂利採取業の権利の調整等 ・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務 等</p>	
<p>輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可 等</p>	
<p>関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当の申請窓口業務 等</p>	
<p>国際ビジネス交流</p>	

事務・権限の一部がC-c	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務を除く)	
	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。	商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。 【地方分権改革推進要綱(第1次)関連】
	工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務	
	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務	
	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告等	
	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体にに基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等	
	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与(併行権限)を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。	一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。
	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。
	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。	
ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。		
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務 ※平成22年の検討結果(抜粋) 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与(併行権限)を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。		

<p>家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務 ※平成22年の検討結果（抜粋） 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p>	
<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法 ※平成22年の検討結果（抜粋） 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>	一の都道府県内等にものみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>	
<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>	
<p>各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>	
<p>エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等 ※平成22年の検討結果（抜粋） 平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p>	平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。
<p>品確法の施行に関する事務等 ・揮発油(ガソリン)販売業者等の登録業務、報告、立入検査等</p>	

<地方整備局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	内部管理事務 地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務 公共事業間の調整(直轄事業に係るもの) 公共事業間の調整(直轄事業と関係する地方自治体事業に係るもの) 国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの) 国土計画等に係る調査・調整(広域地方計画に係るもの) 事業評価及び費用の縮減に関する事務(直轄事業に係るもの) 技術的審査、検査及び調査(直轄事業に係るもの) 入札及び契約制度の技術的事項に関する事務(直轄事業に係るもの) 積算基準に関する事務(直轄事業に係るもの) 建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務(直轄事業に係るもの) 地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	

防災業務計画等の策定	
「土地収用法に基づく事業認定(対地方自治体)」 「同上(対民間)」	
建設業の許可	
宅地建物取引業の免許	
建築基準法の施行に関する事務(確認検査機関の指定等)	
建築士法の施行に関する事務(一級建築士の登録等)	
都市計画及び都市計画事業等に関する事務(地方自治体の都市計画事業に対する助成等)	
都市計画及び都市計画事業等に関する事務(地方自治体の都市計画の同意等)	
国営公園の整備及び管理に関する事務(直轄公共事業) ※平成22年の検討結果(地方移譲に係るもの)(抜粋) 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園(国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く)で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整を図られた公園から移管する。
国営公園の整備及び管理に関する事務(占有・行為許可等) ※平成22年の検討結果(地方移譲に係るもの)(抜粋) 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園(国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く)で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	[上記事務・権限の取扱いに連動]
住宅整備事業(地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等) 同上(地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等)	
国土計画等に係る調査・調整(全国計画に係るもの)	
国土計画等に係る調査・調整(広域地方計画に係るもの)	
都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成) 都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務(指導・監督等)	
砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成) 都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(指導、監督)	
地方自治体が実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保全に関する事務(補助事業による助成) 地方自治体が実施する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の整備及び保全に関する事務(指導・監督等)	
港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	
港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務	
港湾等の整備及び保全に関する助成に関する事務	
港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務	
飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務	
営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等	
官公庁施設に関する指導及び監督	
直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償の事務	

	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務	
事務・権限の一部がC-c	<p>河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 河川等の利用、保全に関する許認可等 ※平成22年検討結果（抜粋） 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめについて」（H20.12.2 国土交通省公表）に基づき、</p> <p>① 「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。</p> <p>② 「移管の可能性について引き続き協議するもの」について、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺いながら、移管する方向で更に調整。（事務・権限の取扱は、今後の調整により決定）</p> <p>③ ①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、引き続き国が管理を行う必要があると考えている。</p>	<p>一級河川の地方への移管については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管することとし、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係都道府県と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】</p>
	<p>直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 直轄国道の管理に関する許認可等 ※平成22年の検討結果（抜粋） 主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における</p> <p>① 「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区画を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく。</p> <p>② 「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱いは、今後の調整により決定）。</p> <p>③ ①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。 上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う。</p>	<p>一般国道の直轄区間の地方への移管については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係地方公共団体と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】</p>

<北海道開発局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	内部管理事務	
	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務	
	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務	
	土地収用法に基づく事業認定（対地方自治体）	
	土地収用法に基づく事業認定（対民間）	
	北海道の開発に関する総合的な政策に係る計画の調査及び調整、その他当該計画の推進	
	事業評価に関する事務（直轄事業に係るもの）	
	公共工事の費用の縮減に関する事務（直轄事業に係るもの）	
	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（工事及び業務に係るもの）	
	都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画事業に対する助成等） ・ 土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・ 都市公園事業 ・ 下水道事業 等	
	都市計画及び都市計画事業等に関する事務（地方自治体の都市計画の同意等） ・ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・ 区域区分 等	

同上（地方自治体の都市計画の同意等）：地方移譲に係るもの ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 ・区域区分 等	
国営公園の整備及び管理に関する事務（直轄公共事業） ※平成22年の検討結果（地方移譲に係るもの）（抜粋） 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、少なくとも一の都道府県で完結する、整備が概成した公園の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から移管する。 [地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]
国営公園の整備及び管理に関する事務（占用・行為許可等） ※平成22年の検討結果（地方移譲に係るもの）（抜粋） 都市公園法第2条第1項第2号に規定されている国が設置する公園のうち、一の都道府県で完結する公園（国営昭和記念公園ほか国家的記念事業等として行うロ号公園を除く）で整備が概成した公園の管理に関する権限については、都道府県への移譲が可能となるよう、関係法令の改正により、新たな制度を設け、都道府県との調整を図ることとする。	[上記事務・権限の取扱いに連動] [地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]
住宅整備事業(地方自治体の公営住宅整備事業に対する助成等)	
住宅整備事業(地方自治体の公営住宅の整備に関する指導・監督等)	
建築士法の施行に関する事務（一級建築士の登録等）	
入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（直轄事業に係るもの）	
技術的審査、検査及び調査（直轄事業に係るもの）	
積算基準に関する事務（直轄事業に係るもの）	
防災業務計画等の策定	
建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（直轄事業に係るもの）	
地方自治体による建設機械類の整備に係る助成	
建設業の許可	
宅地建物取引業の免許	
都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務（補助事業による助成）	
都道府県等が実施する河川等に係る整備等に関する事務（指導・監督等）	
砂防等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施	
都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(補助事業による助成)	
都道府県等が実施する砂防等に係る整備等に関する事務(指導、監督等)	
道道及び市町村道の整備及び保全に関する事務（補助事業による助成）	
道道及び市町村道の整備及び保全に関する事務（指導・監督等）	
港湾の保安等に関する許認可・監督に関する事務	
港湾等の整備及び保全に関する計画並びに工事等に関する事務	
港湾等の整備及び保全に関する助成に関する事務	
港湾の管理等に関する許認可・監督に関する事務	
飛行場に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧等に関する事務	
土地改良事業等の実施（補助事業の計画審査等）	

	土地改良事業等の実施（補助事業の実施についての指導及び助成）	
	漁港漁場整備事業等の実施（直轄事業の調査・計画及び実施）	
	漁港漁場整備事業等の実施（補助事業の実施についての助成等）	
	営繕工事の企画、立案、設計、積算、設計基準、施工、施工方法の調査等	
	官公庁施設に関する指導及び監督	
事務・権限の一部がC-c	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（物品及び役務に係るもの）	
	河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施 ※平成22年の検討結果（抜粋） 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめについて」（H20.12.2 国土交通省公表）に基づき、 ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」（6水系）について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」（20水系）について、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺いながら、移管する方向で更に調整。（事務・権限の取扱は、今後の調整により決定） ③①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、引き続き国が管理を行う必要があると考えている。	一級河川の地方への移管については、引き続き国が管理する必要がある場合を除き、原則として一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管することとし、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係都道府県と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】
	河川等の利用、保全に関する許認可等 ※平成22年の検討結果（抜粋） 「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめについて」（H20.12.2 国土交通省公表）に基づき、 ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」（6水系）について、各県と個別協議を進めつつ、関係市町村のご意見も伺いながら、移管をできる限り早期に実現。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」（20水系）について、個別協議により水系毎の課題を整理し、その解決が図られたものについて、関係市町村のご意見も伺いながら、移管する方向で更に調整。（事務・権限の取扱は、今後の調整により決定） ③①及び②以外の河川についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、対応を検討。 上記により課題が解決し関係地方公共団体等と調整が整った河川以外の一級河川については、以下の理由から、引き続き国が管理を行う必要があると考えている。	【河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施に関する事務・権限の取扱いに連動】 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】
直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施 ※平成22年の検討結果（抜粋） 主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における ①「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区域を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく。 ②「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱は、今後の調整により決定）。 ③①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。 上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う。	一般国道の直轄区間の地方への移管については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が担い、国は全国的なネットワークの形成を図ることを基本として、第1次勧告及び第2次勧告の方向に沿って、引き続き関係地方公共団体と調整を行った上で、できる限り早期に結論を得る。 【地方分権改革推進要綱（第1次）関連】 【地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。】	

<p>直轄国道の管理に関する許認可等 ※平成22年の検討結果（抜粋） 主に地域内交通を分担する道路については、できる限り地方に移管するとの考え方にに基づき、平成20年10月より、都道府県・政令市への移管に係る個別協議を実施しているところである。 個別協議における ① 「移管する方向で今後更に調整を進めていくもの」については、現行の行政区域を前提としつつ、個別協議により路線毎に移管時期を確定し、移管を早期に実現していく。 ② 「移管の可能性について引き続き協議するもの」については、個別協議により路線毎の課題を整理し、その解決が図られたものについては、移管する方向で更に調整する（事務・権限の取扱いは、今後の調整により決定）。 ③ ①②以外の道路についても、都道府県等が移管を望むものがあれば個別協議の対象とし、上記に準じて対応する。 上記により、個別協議において都道府県に移管することとされた道路以外のものについては、引き続き、国（地方整備局、北海道開発局）が管理を行う。</p>	<p>[直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施に関する事務・権限の取扱いに連動] [地方整備局における対応する事務・権限の見直しと同じ。]</p>
--	--

<地方運輸局>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	<p>内部管理事務(地方移譲に係るものを除く。)</p> <p>交通バリアフリーの推進、環境対策、物流振興・効率化施策の推進に関する事務の総括</p> <p>倉庫業の登録・指導監督</p> <p>地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護並びに地方運輸局の所掌に関する情報化に関する基本的な企画及び立案</p> <p>鉄道事業等の許認可・監査・行政処分等 ・鉄道事業 ・索道事業 ・専用鉄道</p> <p>鉄道事業等の許認可・監査・行政処分等(鉄道事業(JR))</p> <p>軌道事業の許認可・監査・行政処分 等</p> <p>鉄道等に関する助成</p> <p>鉄道等に関する助成(JR)</p> <p>鉄道関係国庫補助事業に関する事務</p> <p>トラック事業の許認可等</p> <p>自動車運送事業に対する助成</p> <p>バス関係国庫補助業務に関する業務</p> <p>政府の管掌する自動車損害賠償保障事業</p> <p>自動車の登録・自動車抵当</p> <p>自動車の整備命令に関する業務、自動車検査に関する業務 等</p> <p>自動車整備事業の許認可・監査 等</p> <p>貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する事業の監査及びこれに基づく指導並びに自家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事務等</p> <p>道路運送の安全に関する事務</p> <p>海上運送事業等の許認可・監査・行政処分</p> <p>旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務</p> <p>港湾運送事業等の許認可・監査・行政処分</p> <p>造船業の許認可・監督等</p> <p>海事代理士に関する登録等</p> <p>海事代理士試験の実施</p>	

	船員の職業紹介	
	船員の雇用保険関係	
	離島航路関係国庫補助事業に関する事務	
	船舶検査	
	外国船舶の監督等	
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他特殊貨物の 運送及び貯蔵に関する事務	
	船舶のトン数の測度及び登録に関する事務	
	運航労務監査	
	海技士等に関する登録等	
	海技士試験等の実施	
	タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等 保障契約に関する事務	
事務・ 権限の 一部が C-c	総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化 施策の総括	
	観光振興 等（「民間に関する助成、地域に対するコンサル ティング 等」「3-2 国際観光振興」「3-3 観光関係 国庫補助事業に関する事務」を含む。）	
	旅客自動車運送事業の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業 ※平成22年の検討結果（抜粋） 民間事業者が営利目的で旅客サービスを提供できない公共交通空白地 域の解消や交通弱者のための福祉輸送の確保など地域のニーズに応じて 市町村等が行っている旅客運送（自家用有償旅客運送）について、市町 村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検 討する。 また、自動車道事業は、観光道路など地域に密着した輸送サービスと して利用されていることから、一の都道府県にある自動車道事業の権限 については、希望する都道府県に権限を移譲する方向で検討する。 さらに、運転代行業に関する権限は、都道府県公安委員会が事業者の 認定などの業務を行い、地方運輸局は利用者保護の観点から認定に際し て保険加入等を確認するために協議を受けているが、運転代行業に関す る事務を都道府県が自主的かつより総合的に実施できるようにするた め、地方運輸局から都道府県に権限を移譲する方向で検討する。	自家用有償旅客運送及び自動 車運転代行業に関する事務・ 権限を都道府県に移譲する。 また、一の都道府県内で完結 する自動車道事業に関する事 務・権限を都道府県に移譲す る。
	統計調査の実施 ・内航船舶輸送統計調査 ・造船造機統計調査 ・船員労働統計調査	

<地方環境事務所>

類型	事務・権限名	「工程表」の記載内容
C-c	国立公園の規制	
	国立公園事業の実施	
	世界自然遺産登録地域の保全	
	国立公園等における適正な利用指導等	
	原生自然環境保全地域等の規制	
	種の保存法に基づく象牙等を扱う特定国際種事業の届出・指示等	
	国指定鳥獣保護区内の捕獲許可等	
	国指定鳥獣保護区における保全事業	
	環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲許可等	
	特定外来生物の飼養等の許可等	
	温室効果ガス排出量の報告関係(受理)	
	温室効果ガス排出量の報告関係(相談)	

	廃棄物の輸出入に関する事務	
	特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務	
	鳥獣の輸出入の規制	
	環境影響評価に関する審査	
	ペットフード安全法に基づく報告徴収・立入検査	
事務・ 権限の 一部が C-c	家電リサイクル法の報告徴収・立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	一の都道府県内等にのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
	容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	
	食品リサイクル法の報告徴収・立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	
	自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査 ※平成22年の検討結果（抜粋） 近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	

【参考】 第1回地方分権改革有識者会議 参考資料4 (抜粋)

「工程表」の移譲等の見直し事項以外で、各府省の検討結果が「A-a」とされたもの

類型	事務・権限名	機関名
A-a	司法書士試験の実施	法務局
	土地家屋調査士試験の実施	法務局
	医療法人(広域)等の監督	地方厚生局
	国開設病院等の監督	地方厚生局
	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	地方厚生局
	生活衛生同業組合振興計画の認定	地方厚生局
	複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合(広域)の許可等	地方厚生局
	社会福祉法人(広域)等の認可	地方厚生局
	消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認	地方厚生局
	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)	地方厚生局
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	地方厚生局
	医師等の臨床研修施設等の指導監督	地方厚生局
	指定検査機関の指定等(食鳥検査法の指定検査機関)	地方厚生局
	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)	地方厚生局
	介護保険・サービスに関する指導	地方厚生局
	消費生活協同組合の検査指導	地方厚生局
	社会福祉法人の指導監査	地方厚生局
	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	地方農政局
	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成18年環境省令第3号)第25条第1項に規定する申請等の経由に係る事務	地方環境事務所
	「循環型社会形成推進協議会」への参加	地方環境事務所
事務・権限の一部がA-a	人権擁護に関する事務	法務局
	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等	地方厚生局
	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する助成)	地方農政局
	食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務(民間に対する広報啓発)	地方農政局
	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査(法定受託事務を除く)	経済産業局
	工業標準化法(JIS法)に基づく事業所への立入検査等の事務	経済産業局
	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等	経済産業局
	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等	経済産業局

類型	事務・権限名	機関名
	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	経済産業局
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	経済産業局
	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務	経済産業局
	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	経済産業局
	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	経済産業局
	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油(ガソリン)販売業者等の登録業務、報告、立入検査等	経済産業局
	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 ・食品リサイクル法	地方環境事務所
	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 ・自動車リサイクル法	地方環境事務所

注： 以上のほか、地方整備局、北海道開発局の行う入札及び契約(地方移譲に係るもの)等に関する17事務・権限や、総合通信局、地方厚生局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局の内部管理事務については、「A-a」(一部含む)に該当するが、その性質上、国と地方のいずれが実施主体となるかに起因するものであることから、現時点においては除外している。

また、沖縄総合事務局の関係省の出先機関としての事務・権限については、当該関係省の事務・権限の見直しを踏まえた見直しがある。

「工程表」の移譲等の見直し事項以外で、各府省の検討結果が「A-b-①」とされたもの

類型	事務・権限名	機関名
A-b-①	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等	総合通信局
	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)	総合通信局
	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究)	総合通信局
	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等に関する許認可等	地方運輸局
事務・権限の一部がA-b-①	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)	総合通信局
	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対地方自治体)	総合通信局
	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)	総合通信局
	ケーブルテレビ等の許認可等	総合通信局
	信書便事業の監督	総合通信局
	総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括	地方運輸局
	観光振興 等(民間に関する助成、地域に対するコンサルティング 等)	地方運輸局
	観光振興 等(国際観光振興)	地方運輸局
	観光振興 等(観光関係国庫補助事業に関する事務)	地方運輸局

注：沖縄総合事務局の関係省の出先機関としての事務・権限については、当該関係省の事務・権限の見直しを踏まえた見直しがある。